

南山学園評議員謝礼等支給規程

(目的)

第1条 南山学園評議員にかかる謝礼等の支給の基準については、この規程の定めるところによる。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 評議員とは、南山学園寄附行為第33条に定める評議員をいう。
- 2 謝礼等とは、謝礼およびその他の評議員としての職務執行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- 3 費用とは、評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費および宿泊費等）および手数料等の経費をいう。

(謝礼等の支給)

第3条 評議員に対しては、評議員会の開催の都度謝礼を支払う。ただし、本学園の職員である評議員には支給しない。

- ② 前項の謝礼は、別表第1のとおりとする。
- ③ 評議員の退任にあたっては、退職金をはじめとするいかなる金員も支給しない。

(謝礼等の支給方法)

第4条 謝礼等は、通貨により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する金融機関の口座に振り込むことができる。

- ② 謝礼等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第5条 評議員には、別表第2に定める基準に基づいて、旅費を支給する。

- ② 評議員が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、謝礼等の計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が、別に定める。

第8条 この規程に関する事務は、総合企画室が行うものとする。

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、2020年4月1日より施行する。
- 2 南山学園評議員謝礼等に係る取扱要項（2014年12月7日施行）は、これを廃止する。

第3部 評議員謝礼等支給規程

附 則

この規程の改正は、2021年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この規程の改正は、2025年4月1日から施行する。
- 2 第3条については、2025年度定時評議員会終結の時までは従前どおりとする。

別 表 第1 評議員の謝礼額

謝礼金額（手取り額）	評議員会1回の出席につき 20,000円
------------	----------------------

別 表 第2 評議員の旅費

基 準	支給額（手取り額）
南山学園の職員で 愛知県内の単位の勤務している場合	支給しない
主な勤務地等最寄りの主要駅から JR 名古屋駅までの距離が片道50キロ未満 の場合	支給しない
主な勤務地等最寄りの主要駅から JR 名古屋駅までの距離が片道50キロ以上 の場合	次の計算による合計額を支払う。 1 「南山大学出張等に関する規程」一 般出張旅費（学長）に準じて算出した 運賃および宿泊料 2 市内交通費として評議員会1回の出 席につき5,000円